

エネルギー回収施設余剰電力の売却事業
審査要領

令和 8 年 7 月
山形広域環境事務組合

1 概要

この要領は、山形広域環境事務組合(以下、「当組合」という。)で実施する「エネルギー回収施設余剰電力の売却事業公募型プロポーザル」の書類審査及びプレゼンテーション審査を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(1) 事業名

『エネルギー回収施設余剰電力の売却事業』

(2) 事業内容

本件は、当組合を構成する市町(山形市、上山市、山辺町、中山町(以下、「構成市町」という。))における環境政策等の実現、地域振興への貢献を目指し、廃棄物発電の余剰電力を、より有効に活用することを目的に小売電気事業者がエネルギー回収施設(立谷川)、(川口)から電気を調達し、原則として構成市町内に電気を供給するものである。

2 審査機関

(1) 本事業に係る契約候補者を選定するために行うプロポーザルの審査は、「エネルギー回収施設余剰電力の売却事業者審査会」(以下、「審査会」という。)において実施するものとする。

(2) 審査会は提出された企画提案書等について、審査要領に基づき公平かつ適正に審査・評価する。

審査会の開催期日及び場所

内 容	日 時	場 所
書類審査 ※4 者以上の場合	9 月 15 日 (火) (予定)	山形市役所
プレゼンテーション審査	9 月 28 日 (月) (予定) 13 時 30 分～15 時 00 分	山形市役所 委員会開催室

3 審査方法

(1) 書類審査 ※4 者以上の場合

企画提案書(様式6)を基に審査を行う。なお、審査委員1人当たりの持ち点は100点とし、その全審査委員の合計点でプレゼンテーション審査への参加者を選定する。

(2) プレゼンテーション審査

企画提案書(様式6)及びプレゼンテーションの内容から評価点(100点満点)を審査する。

「審査基準及び配点」の一覧は【別紙】のとおり。

4 最優秀者、次点者の決定方法

プレゼンテーション審査の終了後、全審査委員の合計点が最も高い者を最優秀者とし、次に高い者を次点者とする。ただし、合計点が最低基準点に達していない場合は、その理由を審査会で審議のうえ、その内容を当該提案者に伝え後日、再審査を行うこととする。

最低基準点:全審査委員合計点数の6割

5 審査結果の公表

最終的な審査・評価の結果については、参加申込書に記載された連絡先へ電子メールで通知するほか、当組合ホームページにて公表する。また、公表する評価点は全審査委員の平均点とする。

なお、電話による問い合わせや、審査結果に関する異議申し立ては受け付けないものとする。

【別紙】

表1 審査基準及び配点

審査基準	審査の内容	配点
(1) 経済性	① 非FIT分 売電単価見積り（非化石価値含む） ② FIT 特定卸供給契約の承諾に伴う固定価格買取制度の上乗せ分の単価見積り ③ 事業者がもたらす地域経済の活性化	50
(2) 地域貢献	① 電力受給に係る構成市町又は山形県内での広報の提案 ② 構成市町又は山形県内の住民、企業にとって有効的な提案 ③ 地域活性化に向けた事業提案 ④ 非化石価値電気を供給するプランの設定	20
(3) 当組合の事業推進につながる提案	① 当組合のイメージアップや事業促進につながる提案 （RCへの需給による電気料金及びCO2の削減、ごみの分別・ごみ処理時の廃熱利用の取組み等の広報等）	5
(4) 地域との関係性	① 令和7年度における構成市町への電気の供給実績 ② 令和7年度における構成市町及び山形県内の公共施設への電気の供給実績	15
(5) 経営の安定性	① 小売電気事業の実績年数 ② 経営状況の健全性 ③ 電力調達能力（令和7年度実績）	10
合 計		100